

## 2023 年度第 3 回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日時 2024 年 2 月 2 日（金）

午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分

場所 役場 3 階合同委員会室

### 出席者

運営協議会委員

久米賢治、山崎正夫、安藤嘉教、小林久枝、小林峰生、石川求、酒井啓、鈴木元春、長坂典子、三瓶源太、久米博子

### 事務局

総務部長、税務課長、税務課住民税係長、健康福祉部長、保険医療課長、保険医療課長補佐兼保険年金係長、保険医療課保険年金係主査、健康課長、健康課成人保健係長

### 欠席者

前田吉昭

### 保険医療課長

皆様、こんにちは。2023 年度第 3 回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会を始めます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

会議の前に、2 点ご了承をお願いします。

1 点目ですが、本協議会は、「東浦町審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づきまして公開とさせていただきます。しかしながら、本日の傍聴者はいませんので、傍聴者なしで進めさせていただきます。

2 点目は、本日の協議会は会議録を作成し、町ホームページで公開いたします。そのため、録音を行いますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

なお、公開に当たりましては、個人情報にかかる発言者名等は非公開とさせていただきます。

本日は、前田吉昭委員が欠席で、出席委員は 11 名です。東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 6 条に規定してあります定数に達しておりますので、本会議の成立することを確認します。

会議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました次第、資料 1-1、資料 1-2、資料 2、資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3、資料 4、本日配布しました諮問書の写し、名簿、配席図です。よろしいでしょうか。

本日の会議について、1 点事務局よりご説明いたします。

令和 5 年 8 月 9 日の第 1 回の運営協議会に町長より諮問し、ご協議いただきました「第 3 期東浦町国民健康保険データヘルス計画の策定」について、パブリックコメントも終了し、お手元の資料 3-2 のとおり(案)を作成することができました。

本日は、(案)について協議いただいたのち、答申を頂きたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って会議を進行させていただきます。

はじめに、日高町長からご挨拶を申し上げます。

町長

～挨拶～

保険医療課長

それでは、議事取り回しを会長にお願いいたします。

会長

それでは、次第に沿って会議を進行させていただきます。

次第2の「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員の指名は、協議会規則第9条により、会長が指名することとなっていますので、私が指名いたします。

小林峰生委員、三瓶源太委員にお願いします。

会長

それでは、次第3、諮問事項です。

- 1 「東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について」
- 2 「東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について」です。

町長

～諮問書を読み上げ、会長に手渡し～

～町長退席～

会長

それでは、諮問事項を一括して行いたいと思います。

初めに、「1 東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

税務課長

諮問事項1「東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について」御説明させていただきます。

資料1-1をお願いします。

改正の経緯から御説明させていただきます。2018年4月1日から愛知県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営の確保等、国保運営において中心的な役割を担い、制度の安定化を目指しています。

2018年度から施行された、改正後の国民健康保険法により、これまで、市町村が支払っていた医療費は愛知県から全額補填され、その代わりに、市町村は愛知県に対し、市町村ごとに示された、国民健康保険事業費納付金を納付することとなりました。この納付金の財源は、保険税で賄うことが原則で、一般会計からの法定外繰入金は、段階的になくすという方針が国及び愛知県から示されました。

グラフは、必要額と財源の見込み等の関係を表したのですが、この必要額をすべて赤色の税収で賄うことが望ましいとされたものです。

本町におきましても、この方針に従い、グラフに記載のとおり、2018、2020、2022

の各年度に税率改正を行いました。

2022年度の改正時における計画では、2024年度から納付金のすべてを税収で賄う予定でした。しかしながら、被用者保険の適用拡大や団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行等も重なり、国民健康保険被保険者数は大幅に減少し、2023年度のグラフのとおり、税収が必要額に対して、大幅に不足する見込みです。

この保険税の収入状況等により生じた財源不足等を補填するための繰入金法定外繰入金で、緑色で示したものです。法定外繰入金は、国民健康保険加入者以外の税金を充当していることから、加入者以外の方にも負担をお願いしているものです。

本町が愛知県に対し納付する2024年度国民健康保険事業費納付金は、「国民健康保険特別会計歳入の考え方（イメージ）」のグラフタイトルの下にあります、13億64万797円です。この金額の算定方法は、愛知県全体で医療機関に支払う保険給付費を、過去の実績及び伸び率から予測し、市町村ごとの所得水準・被保険者数を基に割り振ったものです。

この納付金13億64万797円から、低所得者の保険税軽減額を補填するための保険基盤安定繰入金など、国保財政の安定化を図るために法律等で定められた繰入金である、法定内繰入金等を除いた金額が、保険税で徴収すべき必要額で、9億9788万9千円です。

前回の計画のとおり、2024年度から必要額を保険税のみで賄うように、税率の改正を行うと、被保険者への税負担の影響が大きくなってしまいます。一方で、一般会計からの法定外繰入金を縮減する必要性もあります。そのため、2024年度から必要額を保険税のみで賄うのではなく、2026年度まで毎年税率を見直しながら、2026年度から必要額を保険税で賄う計画に変更いたしました。

2024年度以降の税率設定の考え方です。グラフ下をご覧ください。税率設定の考え方は4つあります。

1点目は必要額を2026年度から被保険者が全額負担するように、毎年税率を改正します。

2点目は、2024年度の税率については、現在の税率と愛知県が算定した2024年度における愛知県の市町村標準保険料率と比較して、その差の5分の3上昇させた税率とするものです。愛知県が算定する市町村標準保険料率は、愛知県が市町村ごとの保険税率の標準的な水準を表す数値として、県内統一の算定基準に基づいて算定するものです。

3点目は、2025年度の税率においては、2024年度の税率と2025年度の愛知県が示す標準保険料率を比較して、その差の2分の1上昇させた税率とするものです。

4点目は、2026年度の税率については、2026年度における愛知県が示す標準保険料率とするものです。

資料1-2をご覧ください。

税率の改正案や税率改正前と後の差額を試算したものです。

上部左側に現行の医療分、後期分、介護分の税率3方式を記載しています。医療分は医療機関にかかる際の医療費の財源となるもので、国民健康保険に加入している方全てに賦課されます。後期分は後期高齢者医療制度の75歳以上の方への、支援金として負担するもので、医療分と同様に国民健康保険に加入している方全てに賦課されます。介護分は40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の方の介護保険料です。

下の表は、2018年度から2019年度、2020年度から2021年度、2022年度から2023

年度の改正時の税率を示したものです。その右隣が今回改正する案の2024年度の税率を示したものです。先ほどの4つの税率設定の考え方を基に税率を設定するものです。

具体的に申し上げますと、左上の現行の税率・3方式の医療分の所得割の欄の6.01%が現行の税率です。一番右側の表の県から示された2024年度標準保険料率の医療分の所得割の欄が8%です。その、6.01%と8%の差の5分の3となる1.19%の税率を引き上げるものです。これは、後期分、介護分、所得割、均等割、平等割すべてで同じ考え方です。

税率の改正案は、2024年度の下にあります、医療分の所得割が7.2%、均等割が31,900円、平等割が23,100円です。後期分の所得割が2.56%、均等割が10,300円、平等割が7,900円です。介護分の所得割が2.11%、均等割が11,200円、平等割が6,100円です。

税率の下の表は、新しい税率を適用した場合、1年間でどれくらいの影響があるかを想定したものです。抽出条件は、課税所得が200万円の世帯、400万円の世帯、7割軽減を受けている世帯、5割軽減を受けている世帯、2割軽減を受けている世帯という5つの類型で、それぞれ1人世帯、4人世帯の合計10パターンを抽出して影響額を見ています。例えば、一番上の課税所得200万円の1人世帯の場合の税率改正前と改正後の差額の部分を見ていただくと、45,800円の増額です。

2025年度以降については、事業費納付金及び愛知県が示す標準保険料率に変更がないと仮定した上で、先程の税率設定の考え方にに基づき税率等を算定しました。

資料1-1を再度お願いします。税込以外の財源の考え方です。必要額を全て税込で賄うのは、2026年度以降となるので、それまでの間は不足分が発生します。不足分が発生している間は、緑色の一般会計からの法定外繰入金を投入することにより対応して参ります。

今回お示した税率改正計画については、毎年示される国民健康保険事業費納付金や愛知県の示す標準保険料率を基に見直して参ります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

説明が終わりました。本件についてご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

委員

7割軽減、5割軽減、2割軽減の世帯数はどれほどでしょうか。

住民税係長

令和5年度の本算定時点の医療と後期の分において、7割軽減は1,361世帯、5割軽減は752世帯、2割軽減は770世帯、未就学児に係る軽減のみは84世帯となっています。

委員

今後、県が示す標準保険料率が上がれば、それに伴って保険税も上がることになるのでしょうか。

## 保険医療課長

来年度の事業費納付金と標準保険料率は示されています。令和7年度(2025年度)と令和8年度(2026年度)はその数値が変わらないと見通して計画を立てています。過去、2018年度から2020年度においては、事業費納付金下がれば標準保険料率も下がっていましたが、今年度と来年度においては、事業費納付金下がっているのに、標準保険料率は上がっています。これは、被保険者数が激減しているためであり、被保険者が減れば医療費は減りますが、1人当たりの負担が増加するためです。今後においても県からは楽観的な数値は示されないと思われれます。

## 会長

その他にご意見はないでしょうか。他になければ続きまして、2「東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## 税務課長

諮問事項2「東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について」御説明させていただきます。

資料2をお願いいたします。

国民健康保険税の「賦課限度額」の改正について「1 賦課限度額について」、「(1) 賦課限度額とは」でございます。国民健康保険税は、【2023年度賦課限度額】の表のとおり3つの区分、医療分といわれる基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額をそれぞれ算定した額の合算額です。

現在、2023年度における本町の賦課限度額は、表のとおり、医療分が65万円、後期高齢者支援金等課税額が20万円、介護納付金課税額が17万円の合計102万円で、国の定める法定限度額より、2万円低い額となっております。

続きまして、「(2) 根拠法令」について、でございます。

地方税法施行令において、国が法定限度額を示しており、これに基づいて、各市町村の条例により賦課限度額を定めています。

本町では、東浦町国民健康保険税条例第2条で定めています。

「(3) 賦課限度額改正の推移」について、でございます。

国による直近5年間の法定限度額の改正状況は、表のとおり、2019年度から2023年度までの間で、2022年度を除いた各年度で実施しています。税収を確保するとともに、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性を確保するため実施するもので、本町は、法定限度額が改正された翌年度に限度額を改正しております。

2ページをお願いします。「2 賦課限度額の改正案について」のとおり賦課限度額を法定限度額と同額とする改正を考えております。具体的には、後期高齢者支援金分のみの増額で、合計額は104万円です。

次に、「3改正による影響について」でございます。

「(1) 国保税の増加見込み」につきましましては、表のとおり後期高齢者支援金分は全体で約229万円・1.1パーセント増加するものと想定しております。「(2) 該当する世帯数」につきましましては、試算時における5,139世帯のうち、後期高齢者支援金分の2.0パーセントにあたる103世帯が対象となるものと想定しております。

3ページをご覧ください。

「(3) 該当世帯の例」について、でございます。4人世帯を例に、限度額に到達す

る所得を試算した表でございます。

介護分に該当する40歳以上65歳未満の夫婦2人と、その子供2人の家族構成で、そのうち所得のある方が1人の場合の想定です。現在は所得が、約793万円以上の世帯が対象となっておりますが、改正後は、所得が887万円以上の世帯が対象となります。

限度額に達する所得につきましては、今回、諮問しております、賦課税率によるものではなく、現在の税率により算出しておりますので、ご了承願います。

最後に、「4 知多地区5市5町の状況」について、でございます。

知多地区5市5町の2024年1月17日現在の状況でございます。半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市の5市につきましては、法定限度額が改正された2023年度から104万円に改正しております。南知多町、美浜町、武豊町は、本町と同様に2024年度から改正する予定でございます。

なお、阿久比町につきましては、これまで法定限度額が改正された翌年度に限度額を改正していましたが、2024年度から5市と同様に法定限度額が改正された年度から限度額を法定限度額と同額にする予定とのことです。

以上、今回の賦課限度額の改正は、国の法定限度額の改正に伴って行うものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

説明が終わりました。本件についてご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

委員

東浦町は知多地区5市と比べて1年遅れて改正していますが、市と同じように同一年度で改正すると、どのような影響があるのでしょうか。また、今後の町の方針をどのようにお考えでしょうか。

税務課長

ご質問のとおり、市においては、地方税法施行令が改正された年度において即時改正し賦課限度額を上げています。東浦町においては地方税法施行令が改正された年度に運営協議会に諮問させていただいた上で、翌年度から改正しているという状況です。

保険医療課長

実際阿久比町も2024年は国の改正に従うよう動き出しています。2024年度に賦課限度額を104万円から106万円にするといった情報も出ている中、市と同様、運営協議会には「政令が通った場合には」ということで協議させていただき、施行令が改正される年度から改正となるように臨時議会か専決処分とするのか、本町においても今後、方針について協議する必要があります。

委員

市と同じように進めるとしたらどのようなになるのでしょうか。

保険医療課長

町として、町長含めて検討し、市と同様の方法にする場合には、運営協議会に諮ることになるかと考えます。

会長

その他に、ご意見等はないでしょうか。ご意見が無いようでしたら、答申について、先ほど事務局から説明がありましたとおり、第3期東浦町国民健康保険データヘルス計画(案)の答申もありますので、報告の後に一括で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、「報告 第3期東浦町国民健康保険データヘルス計画(案)のパブリックコメントの結果について」事務局は説明をお願いします。

保険医療課主査

第3期東浦町国民健康保険データヘルス計画(案)に関して、2023年12月13日から2024年1月12日の期間パブリックコメントを行った結果、意見提出者数は0人であったことを報告します。

資料3-1をご覧ください。11月6日に開催しました第2回運営協議会後に行われた行政経営会議や全員協議会において指摘があり、以前お示しした第3期計画(案)から変更した箇所につきましてまとめています。

大きく変更した箇所につきましては、

- ・フォントをゴシックからユニバーサルデザインのゴシックに変更しました。
- ・和暦を基本表示としていたものを、西暦を基本表示としました。
- ・文字サイズを大きくしたことにより、ページ数が38ページから47ページに増えました。
- ・計画の最後に「用語集」を3ページ追加しました。

その他、細かい変更点については、資料3-1のとおりです。

資料3-2は変更後の計画(案)となっております。また、資料3-3のとおり「概要版」を作成しました。

以上で説明を終わります。

会長

本件についてご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

委員

変更前の計画にあった「検診チラシの全戸配布」の記載がなくなっていますが、なぜでしょうか。

健康課係長

現在、検診のチラシは広報ひがしうらに挟んで配布していますが、広報を全戸配布しているわけではないため、記載ミスとして削除しました。予定していたものを無くしたというわけではありません。

会長

文字を大きくしたことにより、見易くなりました。

その他に、ご意見等はないでしょうか。ご意見が無いようでしたら、原案について

承認ということによろしいでしょうか。

～発声あり「異議なし」～

会長

それでは、私から町長に3つの諮問事項の答申をしたいと思います。ここで、町長に対して答申を行うための、書類等の準備がございましたので、しばらく休憩といたします。

～答申書（案）を作成、事務局が（案）の内容を委員に確認し、了解をもらう～  
～町長着席～

会長

それでは、会議を再開いたします。

～答申書読み上げ～

2024年2月2日付け5東保第6123号で諮問のありました「東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について」協議した結果、原案のとおり承認します。

続きまして、2024年2月2日付け5東保第6124号で諮問のありました「東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について」協議した結果、原案のとおり承認します。

次に、令和5年8月9日付け5東保第2655号で諮問のありました「第3期東浦町国民健康保険データヘルス計画の策定について」協議した結果、原案のとおり承認します。

～答申書を町長へ手渡し～

会長

無事に答申することができました。皆様ご協力ありがとうございました。  
続きまして、町長より挨拶をお願いします。

町長

～挨拶～

～退席～

会長

続きまして、報告「令和6年度東浦町国民健康保険 事業特別会計予算（案）」について事務局から説明をお願いします。

保険医療課長補佐

次第3の報告事項「令和6年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算（案）について」を説明します。

それでは、資料4の1ページ、国民健康保険の概要をご覧ください。抜粋してご説明いたします。

1 国民健康保険の加入状況、2024年1月1日現在、国民健康保険被保険者数は、

8,291人、世帯数は5,386世帯、世帯加入率25%となっています。

2 2024年度国民健康保険の被保険者数及び世帯数の見込みは、中央太枠の総数8,145人、国保世帯数5,314世帯は昨年と比べ、総数は512人の減、世帯数は232世帯の減を見込んでいます。2024年度の見込み数は、2022年度、2023年度の実績を基に推計しています。

3 2024年度国民健康保険税の見込みは、中央太枠②になります。2022年度、2023年度の実績を基に推計しています。

2ページをお願いいたします。

4 2023年度国民健康保険税収納状況になります。①は、2024年1月1日現在で集計したもので、上から、ア、現年課税分、イ、滞納繰越分、ウは、アとイを合計した保険税全体となっています。ウの保険税全体の収納率の合計の欄をご覧ください。収納率は、2024年1月1日が66.74%で、2023年1月1日の67.61%と比較して0.87%減少しています。下段②決算見込み（現年課税分）合計では、収納率2022年度の収納率は94.30%、2023年度は94.97%です。

3ページをお願いします。

5 令和6年度国民健康保険事業特別会計予算(案)です。主なものを歳入から説明いたします。まず、1国民健康保険税 9億6,350万8千円で、構成比21.5%、次に、2県支出金は、31億2,861万5千円、構成比69.9%、こちらは、療養給付費や高額療養費などの給付費と審査支払手数料に関する交付金です。歳出の保険給付費である医療費の支払いは、全額、普通交付金として交付されます。

次に、3繰入金で、3億4,219万9千円、構成比7.6%です。

歳出になります。

総務費は、2024年9月の最後の保険証一斉更新に係る費用が含まれています。

次に、2保険給付費、30億7,231万3千円、構成比68.6%、過去2年間の診療分に係る支出の実績から算定しています。

次に、3国民健康保険事業納付金13億64万3千円、構成比29.0%です。こちらは、愛知県より示された額を支払うものです。

以上、令和6年度予算案の合計額は、44億7,878万5千円です。今後の歳入歳出の状況などにより不足が生じた場合には、補正で対応してまいります。

4ページをご覧ください。

6 医療費（保険者負担分）経過表です。

2021年度から2023年度までの医療費の推移を表にまとめたもので、一般被保険者については、2022年度と2023年度と減少しています。医療費は、2023年度の27億565万円で被保険者数が減少傾向の中、2021年度より5,665万4千円ほど増加する見込みです。中央下、高額療養費は、医療費と同様に増加傾向となっています。2023年度の出産育児一時金は減少傾向、葬祭費は増加傾向にあります。以上で、説明を終わります。

会長

説明が終わりました。本件についてご質問がありましたら発言をお願いいたします。

委員

4 ページの出産育児一時金について、2023 年度は 21 件となっていますが、これは国保に入っている人の出産件数ということでしょうか。

保険医療課長

お見込みのとおりです。当初予算の積算の段階で 25 件から 30 件としており、今年度は例年に比べると若干少なくなっています。

会長

その他意見等ありませんか。以上で質疑を終了します。  
本日の議事については以上でございしますが、事務局より何か連絡事項はありますか。

保険医療課長

事務局より 2 点説明させていただきます。

1 点目は、先ほど答申いただきましたデータヘルス計画ですが、今後製本しまして、3 月末を目途に委員の皆さまへ郵送させていただきます。

2 点目ですが、今年度はデータヘルス計画があったため、年 3 回の開催となりましたが、来年度は 8 月と 2 月の 2 回開催の予定です。令和 4 年度以前の形に戻しまして、1 カ月半を目途に事前通知を送付いたしますので、日程が合わなければご連絡ください。開催の目途が立てば、1 週間前を目安に正式な開催通知と資料を送りますのでよろしくお願いいたします。

会長

以上をもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。

委員のみなさまには、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございました。

午後 2 時 30 分閉会